

## 広報たちかわ広告掲載基準

### (目的)

第1条 この基準は、立川市広報紙（以下「広報たちかわ」という。）への広告掲載の事業の実施について、立川市広告掲載規則（以下「規則」という。）及び立川市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告の規格等)

第2条 広報たちかわへの広告の掲載箇所、枠数、規格及び掲載期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載箇所 広報たちかわの最終面の下部
- (2) 枠数 6 枠
- (3) 1 枠の大きさ 縦 40mm×横 78mm (全体で縦 83mm×横 241mm)
- (4) 色 4 色カラー刷り
- (5) 掲載期間 1 号単位 (最長 12 月)

### (広告募集等の事務)

第3条 広告の募集、申込み、掲載等に係る事務は、規則第6条第1項の規定により、広告代理業を営むもの（以下「広告代理店」という。）に委託するものとする。

2 広告代理店の募集について必要な事項は、広報たちかわ広告掲載事業者募集要項により定めるものとする。

### (広告掲載枠利用料の納入)

第4条 広告代理店は、市が発行する納付書により、指定する期日までに広報たちかわ広告掲載契約書に記載されている広告掲載枠利用料を納入しなければならない。

### (広告掲載枠利用料の還付)

第5条 既に納入した広告掲載枠利用料は還付しない。ただし、広告代理店の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(広告の優先順位)

第6条 広告の募集及び選定に当たっては、地方自治体広報紙の性質を考慮し、地域性及び公共性の高いものを優先し、次の(1)から(5)までの順序になるよう配慮するものとする。(5)を掲載する場合は、原則として1号につき1枠以内とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの（以下「国等」という。）によるもの
- (2) 国等を除く市内に事業所を有する法人で、その事業内容が公共的性格を有する法人によるもの
- (3) 市内に事業所を有する法人で、(2)の法人以外の法人又は市内で事業を営む個人によるもの
- (4) 市内の会場で実施する事業に関するもの
- (5) その他、広報たちかわに広告を掲載することが適当であると認められるもの

(広告主又は広告代理店の責務)

第7条 広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するのもでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保障するものとする。
- 3 第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされたときは、広告主等が自らの責任及び負担において解決するものとする。
- 4 広告代理店は、広告の内容等が規則、基準及びこの基準に違反するがないよう注意しなければならない。

(その他)

第8条 この基準の施行について必要な事項は、市長公室長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。